



町のうごき

人口男 4,403
 女 4,543
 計 8,946
 世帯数 2,009
 出生 7
 死亡 9
 転入 13
 転出 19
 56. 6. 1 現在

県消防操法大会めざし、訓練に励む

度会町消防団は、本年 8 月、鈴鹿の県消防学校で行われる三重県消防操法大会に、南勢支会度会地区を代表して、小俣町消防団とともに出場することが決定し、5 月 26 日から操法訓練に励んでいます。

結団式は 5 月 23 日(土)中央公民館で行われ、鈴木団長、山下副団長はじめ、団員、伊勢消防署教官ら約 30 名が出席、町長から「防災安全に益に精進され、日頃の技量と訓練の磨きを大会で発揮し、活躍されるよう——」励ましのことばがありました。

訓練は、出場予定団員 9 名の参加を得て、隔日の、午後 7 時から午後 10 時までの間、度会中学校グラウンドで行われ、伊勢消防署員の指導のもとに消防可搬式ポンプの機械器具の配置やポンプ操作、操作上の体列、移動の方法、など動作の基本姿勢の要領を中心にさらに磨きをかけ、大会めざして猛訓練に取り組んでいます。



第一回定例町議会

昭和五十六年度

一般会計予算など四十二議案を可決

十八億千二百四十万三千元

本年度の主な事業

- ▼橋梁整備事業田口大橋 千二百万円
- ▼町道改良舗装事業茶屋広線 畦西線ほか 三千八百万円
- ▼地方改善施設整備事業小萩線、川上線改良舗装事業 一億六千八百三十三万円
- ▼山村振興農林漁業対策事業 多目的集会施設ほか 六千六百六十五万円
- ▼農村基盤総合整備事業 千二百万円
- ▼県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業負担金 二千五百五十二万円
- ▼団体営ため池等整備事業 千七百二十一万円
- ▼特産畑作整備促進事業 五千五百九万円
- ▼第二次林業構造改善事業 五千四百九十四万円
- ▼県営広域基幹林道開設事業 負担金 五百七十八万円
- ▼林道改良整備事業 千六百五万円
- ▼公団造林新植、保育事業 千五百八十七万円
- ▼小川郷小学校校舎改築事業 二億八千二百五十万円
- ▼消防施設整備事業 七百七十万円
- ▼災害復旧事業 三千八百三十万円
- ▼西部簡易水道施設整備事業 一億六千二百七十万円
- ▼住宅新築資金等貸付事業 四千九百六十六万円
- ▼歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二億三千三百八十三万五千元と定めました。昭和五十六年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- ▼歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ四千九百六十五万八千円と定めました。昭和五十六年度 度会町農業共済事業会計予算
- ▼歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ三千三百二十三万六千円と定めました。昭和五十六年度 度会町区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例 四月一日から補助限度額を二百八十一万円に改めたもの 度会町職員定数条例の全部
- ▼昭和五十六年度 度会町一般会計予算
- ▼歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ十八億千三百四十万三千元と定めました。昭和五十六年度 度会町簡易水道事業特別会計予算
- ▼昭和五十六年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- ▼歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ三億千五百六十六万七千円と定めました。昭和五十六年度 度会町簡易水道事業特別会計予算

可決された議案

昭和五十六年第一回定例町議会は、去る三月十日(火)招集され、二十二日までの十四日間を会期として開かれました。

町長から提案された四十二議案(予算関係九議案、条例関係三十議案、その他四議案)について、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、関係議案を各常任委員会に付託して審議し、各委員長報告のあと、西村、水小田、細谷、北川、小岸、岡山、玉串の各議員から一般質問があり、慎重審議の結果、いずれも原案とあり可決しました。

このほか、靖国神社公式参拝に関する請願書や、朝鮮半島の自主的平和統一の促進に関する要望決議についてなども採択しました。

また、第二回臨時町議会は六月六日(土)招集され、会期一日として開かれ、小川郷小学校校舎改築工事の工事請負契約や町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例案などを審議し、原案とあり可決しました。

を改正する条例
職員定数を各部署ごとに条文整備したもの。

議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から費用弁償のうち、宿泊料の県内「四千五百円」を「六千五百円」に、県外「五千円」を「七千五百円」に改めたもの。

度会町委員会の委員等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から各種委員会の委員等の報酬および費用弁償を若干改めたもの。

投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から投票管理者、選挙長、投票立会人の報酬「五千八百円」を「六千円」に開票管理者、開票立会人、選挙立会人の報酬「五千三百円」を「五千五百円」に改めたもの。

度会町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から証人等の実費弁償のうち、日当「二千円」を「四千四百円」に、宿泊料「四千円」を「六千円」に改めたもの。

町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から三役の旅費のうち、日当県内「千二百円」

一般会計予算

(歳入)			(歳出)		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
町 税	203,391	11.2%	議 会 費	38,694	2.1%
地方譲与税	20,100	1.1	総 務 費	151,996	8.4
自動車取得税	18,000	1.0	民 生 費	401,577	22.1
地方交付税	673,982	37.2	衛 生 費	78,642	4.3
交通安全対策金	442	—	農 林 水 産 業 費	255,895	14.1
分担金及び負担金	56,154	3.1	商 工 費	2,672	0.2
使用料及び手数料	5,187	0.3	土 木 費	101,224	5.6
国庫支出金	350,697	19.3	消 防 費	70,341	3.9
県 支 出 金	134,686	7.4	教 育 費	419,012	23.1
財 産 取 入	3,855	0.2	災 害 復 旧 費	38,296	2.1
寄 附 金	1	—	公 債 費	167,516	9.2
繰 入 金	100,000	5.5	諸 支 出 金	77,538	4.3
繰 越 金	20,000	1.1	予 備 費	10,000	0.6
諸 取 入	37,108	2.1			
町 債	189,800	10.5			
歳 入 合 計	1,813,403	100	歳 出 合 計	1,813,403	100

を「千五百円」に、宿泊料県内「四千五百円」を「六千五百円」に、県外「五千円」を「七千五百円」に改めたもの。

度会町派遣研修生に対する旅費支給条例を廃止する条例
自治研修所が実施する職員研修の旅費規定が実態にそぐわないので廃止するもの。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員その他非常勤の職員にかかる各種補償や補償年金等に「傷病補償年金」を加え、必要な条文などの整備をしたもの。

度会町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から職員旅費のうち、日当県内「九百円」を「千円」に、宿泊料県内「四千円」

を「千五百円」に、県外「四千五百円」を「六千五百円」に改めたもの。

度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から職員旅費のうち、日当県内「九百円」を「千円」に、宿泊料県内「四千円」

を「千五百円」に、県外「四千五百円」を「六千五百円」に改めたもの。

度会町税条例の一部を改正する条例
基金の額「三百万円」を「五百万円」に改めたもの。

度会町税条例の一部を改正する条例
町民税及び固定資産税の前納報償金の対象となる納期前納付を「第一期分の納期」に限定するとともに、報償金の交付最低額「十円未満」を「百円未満」に改めたもの。

度会町手数料徴収条例の一部を改正する条例
四月一日から住民票などの手数料額「百円」を「二百円」に改めたほか、図面などの閲覧照合手数料額などを改めたもの。

簡易水道事業特別会計予算

(歳出)			(歳入)		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
総 務 費	34,604	14.8%	分担金及び負担金	16,794	7.2%
簡易水道事業費	162,690	69.6	使用料及び手数料	44,497	19.0
公 債 費	36,056	15.4	国庫支出金	60,896	26.0
諸 支 出 金	485	0.2	繰 入 金	54,662	23.4
			繰 越 金	1	—
			町 債	56,500	24.2
			諸 取 入	485	0.2
歳 出 合 計	233,835	100	歳 入 合 計	233,835	100

犯罪被害者等給付金支給法に基づく戸籍記載事項証明の手数料に関する条例
本年一月一日から同法が施行されたことに伴い、犯罪被害者等の戸籍記載事項の証明手数料を無料とする条例を制定したものの。

度会町分担金徴収条例
農村基盤総合整備事業などの受益者分担金の徴収についての条例の全部を改正したものの。

度会町学校医及び学校歯科医設置条例の一部を改正する条例
学校薬剤師を置くことを定めたもの。

度会町医師手当支給条例の一部を改正する条例
四月一日から学校医、学校歯科医に支給する手当の基本年額（一枚につき）「七万三千元」を「七万六千元」に改めたほか、学校薬剤師の基本年額（一枚につき）を「二万円」と定めたもの。

度会町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
五月一日から中川小学校第二グラウンド及び一之瀬小学校の夜間照明施設の利用料、昼間「五百円」を「七百元」に、夜間「千二百円」を「千七百円」に改めたほか、昭和五十六年度に小川郷小学校を建設するに伴い、同校の夜間照明施設を対象外としたもの。

国民健康保険 特別会計予算

(歳入)

款	予算額	構成比
国民健康保険税	115,210	36.5%
使用料及び手数料	2	—
国庫支出金	174,931	55.4
県支出金	400	0.1
繰入金	3,000	1.0
繰越金	20,000	6.3
諸収入	2,124	0.7
歳入合計	315,667	100

(歳出)

款	予算額	構成比
総務費	13,757	4.3%
保険給付費	300,183	95.1
公債費	400	0.1
諸支出金	827	0.3
予備費	500	0.2
歳出合計	315,667	100

● 度会町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
五月一日から町民体育館の使用料を改めたもの。

● アマチュアスポーツ及び文化関係事業に使用する場合「夜間」「五百円」を「八百円」
● その他の場合「昼間」「千円」を「二千円」、夜間「二千円」を「四千円」

● 度会町保育所条例の一部を改正する条例
保育所の名称を削り、また長原保育所の新築に伴い、位置を長原三六五番地と定め、ほか、棚橋保育所の定員を百五十名に改めたもの。

● 度会町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
四月一日からし尿汲取手数料十八リットル「六十四円」を「八十円」に改めたもの。

● 度会町美化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から美化センターの搬入使用料を改めたもの。

● 最大積載量五百kg以下の車「三百円」を「三百五十円」
● 最大積載量五百kgを超える車千kg以下の車「五百円」を「六百円」
● 最大積載量千kgを超える車(一両につき千kg当り)「五百円」を「六百円」

農業共済事業会計予算 (収入)

摘要	農作物共済勘定	家畜共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	総合
第1款 共済事業収益	17,703	1,789	180	13,564	33,236
第1項 事業収益	17,703	1,789	180	11,955	31,627
第2項 事業外収益				1,609	1,609

(支出)

摘要	農作物共済勘定	家畜共済勘定	園芸施設共済勘定	業務勘定	総合
第1款 共済事業費用	17,703	1,789	180	13,564	33,236
第1項 事業費用	17,703	1,789	180	13,562	33,234
第2項 事業外費用				1	1
第3項 予備費				1	1

● 度会町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
昭和五十五年度から継続事業として西部簡易水道施設を建設するに伴い給水区域を注連指、田口、麻加江、立花、茶屋広、当津区域と定めたもの。

● 度会町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
農村基盤総合整備事業などにより土地改良事業を実施するにあたり、土地改良法に基づく賦課基準等の条例を制定したものの。

● 度会町農業共済条例の一部を改正する条例
農業災害補償法の一部改正に伴い条文整備をしたほか、蚕繭共済事業を廃止するため条文整備をしたもの。

● 度会町多目的集会所施設の設置及び管理に関する条例
昭和五十六年度に、第三期山村振興農林漁業対策事業として、日向多目的集会所施設を建設するに伴い、施設の設置および管理について条例を制定したものの。

住宅新築資金等 貸付事業特別会計予算

(歳入)

款	予算額	構成比
国庫支出金	10,380	20.9%
県支出金	2,277	4.6
貸付金等償還収入	4,080	8.2
繰入金	1,694	3.4
繰越金	1	—
諸収入	226	0.5
町債	31,000	62.4
歳入合計	49,658	100

(歳出)

款	予算額	構成比
住宅新築資金等貸付事業	45,084	90.8%
公債費	4,574	9.2
歳出合計	49,658	100

● 副団長
「三万五千円」を「三万六千円」
● 分団長
「三万五千円」を「三万六千円」
● 副分団長
「三万五千円」を「三万六千円」
● 班長
「一万三千円」を「一万四千元」
● (費用弁償)
● 水火災・警戒の場合
「二千三百円」を「二千四百円」
● 町の訓練の場合
「二千八百円」を「二千九百円」
● 消防学校の訓練の場合
「五千四百円」を「五千六百円」

● 度会町消防団の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例
四月一日から消防団員の年報酬及び費用弁償を改めたもの。

● 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
公務上の災害等を受けた非常勤消防団員等の遺族の保護の充実を図るため、遺族補償年金額の引上げをしたもの。

● 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例
公営住宅法の一部改正に伴い、老人、身体障害者等について単身入居の措置が講じられたことから条文整備をしたもの。

● 度会郡町村老人福祉施設組合規約の一部を変更する規約
同組合の事務所的位置を「伊勢市勢田町六一三番地の三」を「度会郡小俣町一四九九番地の一」に改めたもの。

● 度会町営土地改良事業の施行について
昭和五十六年度から農村基盤総合整備事業を実施するため、土地改良法に基づき議会の議決を得たもの。

● 総事業費「三億七百三十万円、施行場所「内城田東部地区(葛原、大野木、棚橋)」

● 事業種類、事業量及び事業費
①は場整備 三団地 二十一ha 一億九千六百七十万円
②農業用排水路整備 二路線 一、九七三メートル、五千四百八十万円
③農道整備 三路線 一、二九六メートル 五千五百八十万円

● 注連指辺地等にかかる公共的施設の総合整備計画の一部変更について
辺地における公共的施設(橋梁整備事業田口大橋、飲用水供給施設西部簡易水道の事業年度や事業費などに一部変更を生じたため、議会の議決を得たもの。

● 昭和五十六年度から昭和六十一年度まで六か年間の辺地にかかる公共的施設の総合整備について
辺地における公共的施設(道路整備事業「注連指線、畦西線、川南線、茶屋広線、小萩線、和井野権田線、県営広域基幹林道整備事業「麻加江小萩線開設工事」の整備を推進するに伴い、財政上の特別措置を受けるため、議会の議決

を得たもの。
 昭和三十五年 度会町一般会計補正予算(第四号)

歳入歳出予算補正額千九百四十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十八億八百九十四万三千円と定めました。

昭和三十五年 度会町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

歳入歳出予算補正額六百十七万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億九千二百三十四万三千円と定めました。

昭和三十五年 度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第四号)

歳入歳出予算補正額二百四十八万四千円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億九千四百四十四万一千円を定めました。

昭和三十五年 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)

歳入歳出予算補正額八万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二千三百五十五万八千円と定め

※採 扱

▼靖国神社公式参拝に関する請願書

▼靖国神社公式参拝に関する意見書提出について

▼朝鮮半島の自主的平和統一の促進に関する要望決議について

第2回臨時町議会

小川郷小学校校舎改築工事契約

一億五千四百万円など議決

可決された議案

工事請負契約の締結について
 小川郷小学校校舎改築工事の工事請負契約に伴い、議会の議決を求めたもの。

契約金額と契約の相手方
 二億五千四百万円、伊勢市黒瀬町一三三七番地 株式会社 双羽工務店

町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例

復旧費百六十三万円、財政調整基金積立金千四百八万四千円、町債管理基金積立金二百五十万円がそれぞれ追加され、年齢引下げ分の老人医療費三百万円、七十歳以上の老人医療費五百万円、児童手当百六十五万円、道路復旧受託事業工事費百五十三万一千円、町道改良舗装工事請負費三百二十万円がそれぞれ減額されました。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
 歳入で主なもの、国民健

育所建設事業、林構林道事業、田口大橋整備事業)並びに過年災公共土木施設災害復旧事業の起債融資額が事業費の増減から差引八十万円増額決定されたことから補正予算の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を十八億九百七十四万三千円と定められたもの。

(一)の条例改正は、地方税法等の一部が改正され、三月三十一日公布されたことに伴い、町税条例及び国保条例の一部を改めたもの。

度会町診療所運営に関する給付条例の一部を改正する条例
 六月から日曜診療を行うことになったので、医師の報酬を「日額五万円以内」に改めたもの。

(二)度会町税条例の一部を改正する条例
 (三)度会町国民健康保険税率

康保険税現年課税分九十八万四千円、現年度療養給付費国庫負担金五百三十九万六千円がそれぞれ減額され、歳出では、診療報酬支払金千万円減額、予備費三百六十三万二千円が追加されました。

▼住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)
 歳入は、償還収入九万九千円、一般会計繰入金九万九千円それぞれ減額され、住宅新築資金等貸付事業債十万円が追加され、歳出では、積立金八万九千円が減額されました。

補正予算の主な内容

▼一般会計補正予算(第四号)
 歳入で主なもの、特別交付税千七百九十六万円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金百三十四万五千円、イネミズゾウムシ防除事業補助金など百六十四万八千円、水田利用再編推進特別交付金百七十一万八千円、農業施設災害復旧事業県補助金百四十五

万六千円、財政調整基金利子など二百七十八万五千円、特別振興事業債など町債三百二十万円が、それぞれ追加されイネミズゾウムシ防除薬剤農家負担金百五十二万三千円、老人医療費国庫負担金など四百九十八万一千円、老人医療費県補助金など百七十六万九千円、町道復旧受託事業収入

百五十三万一千円がそれぞれ減額されました。

歳入で主なもの、水田利用再編対策機械導入補助金百七十一万八千円、伊勢志摩地区地方卸売市場設立出資金百八十一万円、県道改良事業負担金九百九万四千円、町史印刷費百九十七万九千円、昭和五十五年災公共土木施設災害

復旧費百六十三万円、財政調整基金積立金千四百八万四千円、町債管理基金積立金二百五十万円がそれぞれ追加され、年齢引下げ分の老人医療費三百万円、七十歳以上の老人医療費五百万円、児童手当百六十五万円、道路復旧受託事業工事費百五十三万一千円、町道改良舗装工事請負費三百二十万円がそれぞれ減額されました。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
 歳入で主なもの、国民健

万六千円、財政調整基金利子など二百七十八万五千円、特別振興事業債など町債三百二十万円が、それぞれ追加されイネミズゾウムシ防除薬剤農家負担金百五十二万三千円、老人医療費国庫負担金など四百九十八万一千円、老人医療費県補助金など百七十六万九千円、町道復旧受託事業収入

百五十三万一千円がそれぞれ減額されました。

歳入で主なもの、水田利用再編対策機械導入補助金百七十一万八千円、伊勢志摩地区地方卸売市場設立出資金百八十一万円、県道改良事業負担金九百九万四千円、町史印刷費百九十七万九千円、昭和五十五年災公共土木施設災害

復旧費百六十三万円、財政調整基金積立金千四百八万四千円、町債管理基金積立金二百五十万円がそれぞれ追加され、年齢引下げ分の老人医療費三百万円、七十歳以上の老人医療費五百万円、児童手当百六十五万円、道路復旧受託事業工事費百五十三万一千円、町道改良舗装工事請負費三百二十万円がそれぞれ減額されました。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
 歳入で主なもの、国民健

康保険税現年課税分九十八万四千円、現年度療養給付費国庫負担金五百三十九万六千円がそれぞれ減額され、歳出では、診療報酬支払金千万円減額、予備費三百六十三万二千円が追加されました。

▼住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)
 歳入は、償還収入九万九千円、一般会計繰入金九万九千円それぞれ減額され、住宅新築資金等貸付事業債十万円が追加され、歳出では、積立金八万九千円が減額されました。

年金積立金還元融資で

中部・南部簡易水道施設が完成

中部簡易水道施設

完成した中部簡易水道施設は、昭和五十四年六月から工事が進められ、給水区域は田間、下久具、上久具、川口、栗原、中之郷の六区、給水人口一、三〇〇人、一日最大給水量三九一トンで、水源地は川口地内で深井戸から取水して、下久具地内の荒神山に設けられた配水池へポンプアップで導水、これより田間、中之郷方面に配水管で各戸に給水する自然流下方式です。

田間の配水管布設を(有)北村建設工業が、川口から中之郷の配水管布設を(株)双栄工業がそれぞれ施工し、総事業費一億八千六百二十六万三千円で、昭和五十四年十二月完成しました。

南部簡易水道施設

完成した南部簡易水道施設は、昭和五十四年六月から二年の継続事業で工事が進められ、給水区域は川上から日向までの十二区、給水人口二、三一〇人、一日最大給水量六三〇トンで、水源地は一之瀬川上流の川上地内に取水えん堤を構築して表流水を取水し、同地内の浄水場に導水、浄化して配水池に貯溜、これより配水管で各戸に給水する自然流下方式です。

工事は、取水えん堤、配水管工事を(株)神都水道が、構造物を(株)森組が、電気工事を三愛物産(株)がそれぞれ施工し、総事業費四億八千九百八十四万五千円で昭和五十五年十二月完成しました。この簡易水道施設整備事業



昭和三十五年四月から町総合計画の簡易水道基本計画に基づき、町内を広域的にとらえた簡易水道施設整備事業を進めてきておりますが、残る西部地区(注連指、田口、麻加江、立花、茶屋広、当津)についても、西部簡易水道施設整備事業として、昭和五十五年四月から三か年の継続事業で建設することにしています。

昭和五十五年四月には、一部配水管の布設工事など三千七

百七十万八千円で工事を終えており、昭和五十六年度と昭和五十七年度の計画では、長原の小山谷川と注連指川の上流に、取水えん堤、導水施設、着れ井、沈澱槽、ろ過槽、配水池等の各施設を構築し、配水管で各戸へ給水する自然流下方式としています。

計画給水人口一、五〇〇人、一日最大給水量四二五トン、総事業費約三億八千万円で昭和五十七年十二月には完成の

みなさんが納められた国民年金の保険料は、住宅事業や病院事業、また厚生福祉事業や簡易水道事業など、いろいろな方面に還元され有効に生かされております。これを国民年金積立金の還元融資といい、保険料の納入状況が良好である市町村に対し融資されるわけです。本町でも、この国民年金積立金還元融資を受けて、中部、南部簡易水道施設が完成しました。

業の財源は、国民年金保険料の積立金等から「年金融資」として、中部簡易水道施設は九千万円、南部簡易水道施設は一億五千九百九十万円を受けて出来上がったものです。このように皆さんが納められた国民年金保険料は、年金の支払い費用にあてられているほか、加入者の方々の生活上に役立つよう、私たちのまちの施設づくりに也大いに利用されているのです。



西部簡易水道施設も

三か年計画で

昭和五十五年四月から町総合計画の簡易水道基本計画に基づき、町内を広域的にとらえた簡易水道施設整備事業を進めてきておりますが、残る西部地区(注連指、田口、麻加江、立花、茶屋広、当津)についても、西部簡易水道施設整備事業として、昭和五十五年四月から三か年の継続事業で建設することにしています。

一日最大給水量四二五トン、総事業費約三億八千万円で昭和五十七年十二月には完成の

予定です。この事業も、皆さんが積立られた国民年金の還元融資を受けてつくられるものです。この施設が完成しますと、町全域にわたり簡易水道施設が完成することになります。

国民年金・老齢福祉年金

明治44・4・1以前生まれの方

請求もれはありませんか

国民年金の保険料納付がはじまった昭和三十六年四月一日に五十歳をこえていた、明治四十四年四月一日までに生まれた日本国民は、保険料を納めなくても、七十歳になると、老齢福祉年金(月二二、五〇〇円)が受けられます。この老齢福祉年金が受けられる最後の年、明治四十四年四月一日生まれの人は、今年三月で七十歳になりました。ですから、もう、今年の四月からは、保険料を納めないでも受けられる老齢福祉年金の新しい受給者は、発生しな

※ ※ ※

とところで、明治四十四年四月二日以降に生まれた人は、すべて何かの年金制度に加入し、保険料を納めていないと将来の年金も受けられませんから、年金への加入・納付は、忘れないようにしてください。

明治44年4月1日までに生まれた人 → 70歳から老齢福祉年金

明治44年4月2日より後に生まれた人 → 70歳になっても年金なし

※ ※ ※

昭和44年4月1日までに生まれた人 → 70歳から老齢福祉年金

昭和44年4月2日より後に生まれた人 → 70歳になっても年金なし

※ ※ ※

7月1日 実施 事業所統計調査 調査にご協力を

昨年行われた国勢調査と
らんで国の最も基本的な統計
調査である「事業所統計調査」
が七月一日、全国いっせいに
行われます。

この調査は、昭和二十二
年にスタートし、以後三年ごと
に行われているもので、わが
国の経済活動の基礎である事
業所の実態を全国ならびに地
域別に明らかにすることが目
的です。調査の結果は、国、
都道府県、市町村の行政や経
済施策をはじめ民間では事業
計画を立てる際の基礎資料と
して利用されます。

調査は、民間経営の事業所
を対象とする「甲調査」、サ
イクルのうちの物品賃貸業（レ
ンタカー、貸しポート業など）
、旅館その他の宿泊所、クリ
ーニング・理容・浴場業、映
画館・娯楽業、自動車整備業
、駐車場業およびその他の修理
業を対象とする「乙調査」、国
地方公共団体及び公共企業体
の事業所を対象とする「丙調

査」の三つの種類に分けて行
われます。

調査員が、六月下旬からす
べての事業所を訪問して調査
票の記入を依頼し、七月中旬
までに回収します。みなさま
のご協力をお願いいたします。

調査の対象となるのは、会

県政モニターに

尾崎明さん

県の施策に関する県民の意
見や要望などを聴いて県政に
反映させ、また、県民の県政
に対する参加意識を高めるた
めの「県政モニター」に、本
町から尾崎明さん（当津）が
委嘱されました。

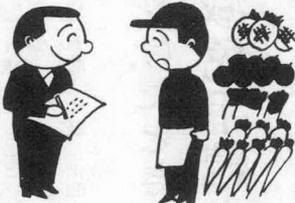
委嘱式は、四月二十七日（
月）県庁講堂で行われ、県民
のみなさんの中から、市町村

推せん者百名と公募者五十名
の合せて百五十名の方々に、
三重県知事から委嘱状が交付
され、来年三月末日まで、そ
れぞれの地域と県とのパイプ
役として活躍されます。

行政相談員に

橋本敬さん

任期満了に伴う行政相談委員
に、橋本敬さんが四月一日付
で行政管理庁長官から委嘱さ
れました。



行政相談委員は、みなさん
から国・県・市町村など役所
に対する苦情や意見、要望を
聴き、その解決についての相
談相手となつて、今後二年間
活躍されます。相談は、口頭、
電話、手紙などいずれの方法
でも結構です。取扱いは無料
ですからお気軽にご相談くだ
さい。

住所：度会町中之郷一、一
四七番地
電話番号：公社②〇二一六
番、有線三五九七番

歳時記



アユ解禁

初夏——釣りマニア待望の
アユ解禁のシーズンです。
解禁の日、都道府県や各
河川によって違うところもあ
りますが、だいたい六月一日
から十五日あたりがもつとも
多いようです。

アユは、日本ならではとも
いえる魚で、国内は北海道の
南部以南の各地にいますが、
外国では台湾、朝鮮半島など
に見られる程度です。

アユは川で生まれて海で育
ち、川をさかのぼって成長し、
再び河口に下つて産卵した後、
一年で死んでしまうので、「年
魚」とも呼ばれます。また、「
香りがよく、おいしいので、
香魚」の名もあります。

ところで、アユはどんなも
のを食べて成長するのでしょ

うか。
稚アユのころは、こん虫や
プランクトンなどの小さな甲
殻類を食べますが、成長して
歯が生えると、植物性のもの
にかわり、水あか、石あかな
どを食べるといふかわつた習
性を持つています。

アユは環境に敏感な魚です。
一生のうち川の下流から上
流へとフルコースの旅をする
ので、ダムや取水せきができ
るとすめなくなります。その
ため、ダムには魚道が作られ
、スムーズに旅ができるよう
に配慮されています。また、稚
アユを各河川に放流するなど
して、アユを増やす工夫もさ
れており、放流の数は全国各
地で、年間約二億尾にもほ
つているそうです。

6月
から

町立診療所を 再開

再開

診療受付時間
協出診療所

町立麻加江及び脇出診療所
は、昨年四月から平日診療を
行ってきましたところ、本年
三月末日で森下正生先生が退
所されたことに伴い、四月か
ら診療所を一時休止してお
りましたがこのほど、伊勢慶応
病院のご厚意によって、六月
八日（月）から診療所業務を再

開いたしております。
町民のみなさんには、何か
とご不便をおかけしておりま
すが、次のように診療日時が
変わっておりますのでお間違
いのないようにしてください。

▼診療日
毎週月曜日（祝祭日は除く）
きます。

▼派遣医師
宮崎先生、川村先生、影山
先生が交代で行っていただ
きます。

五月一日から

印紙税法が改正されました

印紙税は、契約書・手形・領収書などの一定の文書に、普通、これらの文書をつくった人が、定められた金額の収入印紙を貼り付け、これに消印をして納める税金です。

今回、印紙税法の改正により、五月一日以後に作成される文書の印紙税額が改められました。

主な改正点は次のとおりです。▼今まで、百円の印紙税が課されていた文書は、すべて二百円の印紙税がかかることになりました。

▼継続的取引の基本となる契約書、判取帳など一律の税率により課税される文書の税率は、それぞれ二倍に引上げられました。

▼不動産売買契約書、請負契約書、手形、売上代金の受取書など金額に応じて課税される文書のうち、高額のものについての印紙税額が引上げられました。

▼不動産売買契約書、請負契約書などで契約金額が記載されていないものであっても、見積書、注文書などを引用しているときは、その見積書、注文書などに記載されている金額に応じて

印紙税がかかることになりました。

▼商品券、ギフト券などの物品切手で券面金額が記載されていないものであっても、引換給付される物品の価額が明らかなきは、その金額に応じて印紙税がかかることになりました。

▼印紙税のかかる文書を作った人が、印紙税を納めなかったときは、たとえ印紙



災害を受けたときは 税の減免手続を

梅雨期になりますと大雨による被害が発生することがあります。

納税者が、風水害や火災、地震などによって、住宅や家財に大きな被害を受けたときは、所得税が軽減されたり、免除されるなどいろいろな救済措置がもうけられています。

＜雑損控除による方法＞

災害などによる損害額が、その年の所得金額の一〇パーセントを超えるときは、その超える金額が所得金額から控除されます。

税がかかることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納めなかった印紙税の額の三倍の過怠税が課税されますが、調査を受ける前に自主的に不納付を申出たときの過怠税は、不納付税額の一・一倍に軽減されることになりました。また、文書に貼り付けた収入印紙に消印をし

なお、豪雪による家屋の損壊を防止するための屋根の雪下ろしの費用のような一定の災害関連支出がある場合には、年間所得の一〇パーセントか五万円のいずれか少ない額を超えるときに、その超える額が所得金額から控除されます。

災害によって住宅や家財に受けた損害額が、その価額の二分の一以上で、しかも、その年の所得金額が四百万円以下の場合には、所得税額が軽減又は免除されます。

▼印紙税のかからない文書を印紙税のかかる文書と考えて収入印紙を貼ってしまったり、印紙税として定められた金額以上の収入印紙を文書に貼ってしまった場合には、その文書を所轄税務所に持参し、一定の手続きをとることで、還付を受けることができます。

※くわしいことは、伊勢税務署又は税務相談室におたずねください。



所得税第1期分の納期は 7月31日まで

七月は、所得税の予定納税第一期分を納める月です。税務署から第一期分の納税の通知を受けた方は、七月三十一日までに忘れずに納めてください。

なお、六月三十日現在の状況で、次のような事情によって前年より税額が減少すると見込まれる場合には、予定納税額の減額申請をすることができ、振替納税の制度があります。これは、銀行などの預金口座から振替によって納税することができます。納税のための手数料が少なく済み大変便利です。新たに振替納税を利用しようとする人は、伊勢税務署又は金融機関へお申出ください。

税金はみんなのために使われる

私たちが健康で快適な生活ができるように国や地方公共団体は、いろいろな活動を行っています。これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちみんなが分担して出し合っているかなければなりません。この分担金が税金というわけです。病気になるったり、ケガをして医者にかかったとき軽い負担で治療が受けられるようになっていきます。また、住宅や道路・橋など年々整備されています。さらに、義務教育を受けるすべての児童・生徒に対して教科書が無償で配付されています。このように税金は、▽私たちの健康や生活を守るため、▽住宅や道路などの整備のため、▽教育と科学技術の振興のためなど幅広い分野に使われ、私たちの身近なところで生活がより豊かになるように使われています。

水の事故防止

子供の好きな水遊び

保護者が目をひからせて安全に



六月から八月は、子供の水の事故が目だつて増える時期です。

子供の水の事故は、この時期に限らず一年中起こっていますが、六月から八月が多くなり、同じ時期の交通事故による死者を大きく上回っています。

子供は、水遊びが大好きです。その反面、水の怖さを知りません。そのため、親がちょっと目を離したスキに、と

子供の水の事故は保護者の責任——と心得て、ふだんから子供によく注意するとともに、水の事故から尊い生命を守るために、次のような点に十分気をつけましょう。

- ▼子供たちだけで水泳や水遊びに行かないよう、ふだんからいきかせておきましょう。
- ▼家の近くにため池や用水池

りかえしのつかない悲しい事故に結びつくことが多いのです。

子供の水の事故は保護者の責任——と心得て、ふだんから子供によく注意するとともに、水の事故から尊い生命を守るために、次のような点に十分気をつけましょう。

- ▼子供たちだけで水泳や水遊びに行かないよう、ふだんからいきかせておきましょう。
- ▼家の近くにため池や用水池

などがあつて、サクとかフタがない場合は、所有者に申し入れて、すぐ処理をしてもらいましょう。

- ▼危険な水辺で遊んでいる子供を見かけたら声をかけ、安全な場所まで遊ばせるようにしましょう。
- ▼雨降りのあとなど川や用水が増水しているときは、子供を近づけないよう特に注意しましょう。
- ▼自宅周辺百メートルくらいまでの所（幼児の活動範囲）に、危険な所がないか調べておきましょう。
- ▼海水浴などに行つたときは、子供が迷子にならないよう気をつけましょう。水の事故に結びつくことが多いのです。

伊勢消防署度会出張所における昭和五十五年中の救急状況を見ると、出場件数は百五十件、また搬送人員は百五十六人で、前年より件数では二十二件、人員では三十三人の増となっております。

このように、救急車の利用者も年々増加する傾向にあります。

救急車は

正しく利用しよう

救急車を利用できるのは、消防法で——

①火災・豪雨などの災害による傷病者で緊急に搬送する必要がある場合。

②交通事故、駅など屋外又は公衆の出入する場所での傷病者で緊急に搬送する必要がある場合。

③ガス中毒・熱傷・急病など

ど屋内において生じた事故による傷病者で緊急に搬送する必要がある、かつ、他に適当な搬送手段がない場合と定められていますが、中にはこの目的をあまり利用される方も少なくありません。

みなさんが正しい利用をしていただくためには、救急車は、生命身体に重大な危険が生じている傷病者を緊急に医療機関へ搬送する車であるということを十分理解していただき、緊急の場合は、次の要領で正しく通報しましょう。

▽電話（一一九番）が通じた

火災と救急は 一一九番

新しい区長さん

決まる

字名	区長名
注連指	東谷 拾生
田口	山口 重夫
麻加江	辻本 昭三
坂井	山本 貞一
長原	※北村 忠夫
立花	大西 文一
鮎川	世古 和生
立岡	牧 一雄
大久保	中西 務
平生	中西 弘
牧戸	吉田健二郎
棚橋	※大西金太郎
大野木	福井 寅生
葛原	辻本 幸保
下久具	中西 正
上久具	中西 一郎
田間	西井 幸平
当津	尾崎 寛二
茶屋広	西井 紀夫
川口	木本 一市
栗原	※小野 新平
中之郷	古森 健也
日向	橋本 金代
五ヶ町	岡谷 昌行
小川	濱岡 勇
火打石	山本 審次
駒ヶ野	岩井 易
小萩	作野 順一
柳	西井 仁平
市場	下村 重治
臨出	大釈 恭治
和井野	田畑 悟
南中村	※山下 次男
川上	植村 京平

昭和56年

168万

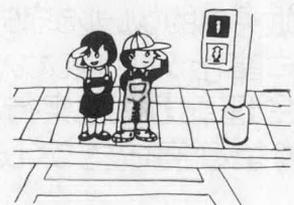
県民の総力をあげて交通事故をなくする

県民運動

期間 昭和56年1月1日から同年12月31日まで

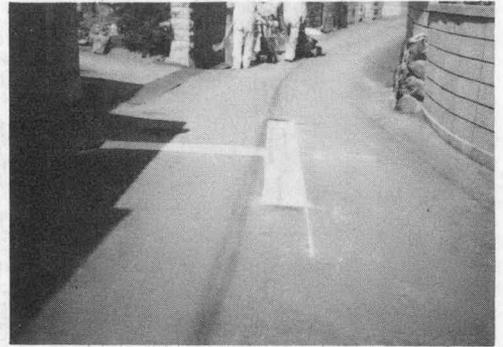
重点目標 ▶ シートベルトをしめてゆっくり走る
▶ 左右の安全を確かめ飛び出しをしない

推進強化日 毎月1日・11日・21日



ゆっくり走ってみませんか

交通事故防止を願い クロスマークを表示



伊勢交通安全協会支部では、交通事故防止を願って去る三月町道の交差する地点九十三か所に「クロスマーク」を表示しました。
町内の道路の四つ角や三つ角などに、「十」「T」「Y」

と白色で表示されたマークをよく見かけると思いますが、これはクロスマークと呼ばれるもので、出会いがしの衝突事故や子供の飛び出し事故などを防ぐためにつけられたものです。
町民のみならず、このマーク表示のあるところでは、運転者も歩行者も十分注意して交通事故防止にご協力をお願いします。

ハンドルをにぎった必ず守ろう!

安全運転5則

1 安全速度を必ず守る

2 カーブの手前でスピードを落とす

3 交差点では必ず安全を確かめる

4 一時停止で横断歩行者の安全を守る

5 飲酒運転は絶対しない

最近、基本的なルールを守らないため死亡事故が激増しています。
「安全運転5則」を実行し、悲惨な交通事故をなくしましょう。

道路交通法

すべての飲酒運転を禁止

道路交通法は「何人も、酒気を帯びて自動車、原動機付自転車等を運転してはならない」と定め、アルコールの量の程度にかかわらず、すべての飲酒運転を禁止しています。

違反内容		旧	新	改正後の処分
共同危険行為等禁止違反	9点	15点	免許の取消し	
○50キロ以上の速度違反	6点	12点	免許の取消し	
○無免許運転	8点	12点	免許停止日数の延長	
○大型自動車等無資格運転	8点	12点	処分前歴等がある人は免許の取消し。	
○仮免許運転違反	8点	12点		
酒気を帯びてした○印違反	8点	13点		

酒気帯び運転

血液一ミリリットルにつき、
○・五ミリグラム、呼吸の場合は一リットルについて○・二五ミリグラム以上のアルコール濃度が認められる場合をいいます。
どの程度の飲酒量で、この血中アルコール濃度になるかといえますと、一般的には、日本酒（一級）なら二〇〇ミリリットル（約一・一合）、ビールなら七六〇ミリリットル（約一・二本）、ウイスキー（四〇度）なら八〇ミリリットルの量を二十分〜三十分間で飲んだ場合表われます。
〈罰則〉 三か月以下の懲役または三万円以下の罰金。

酒酔い運転

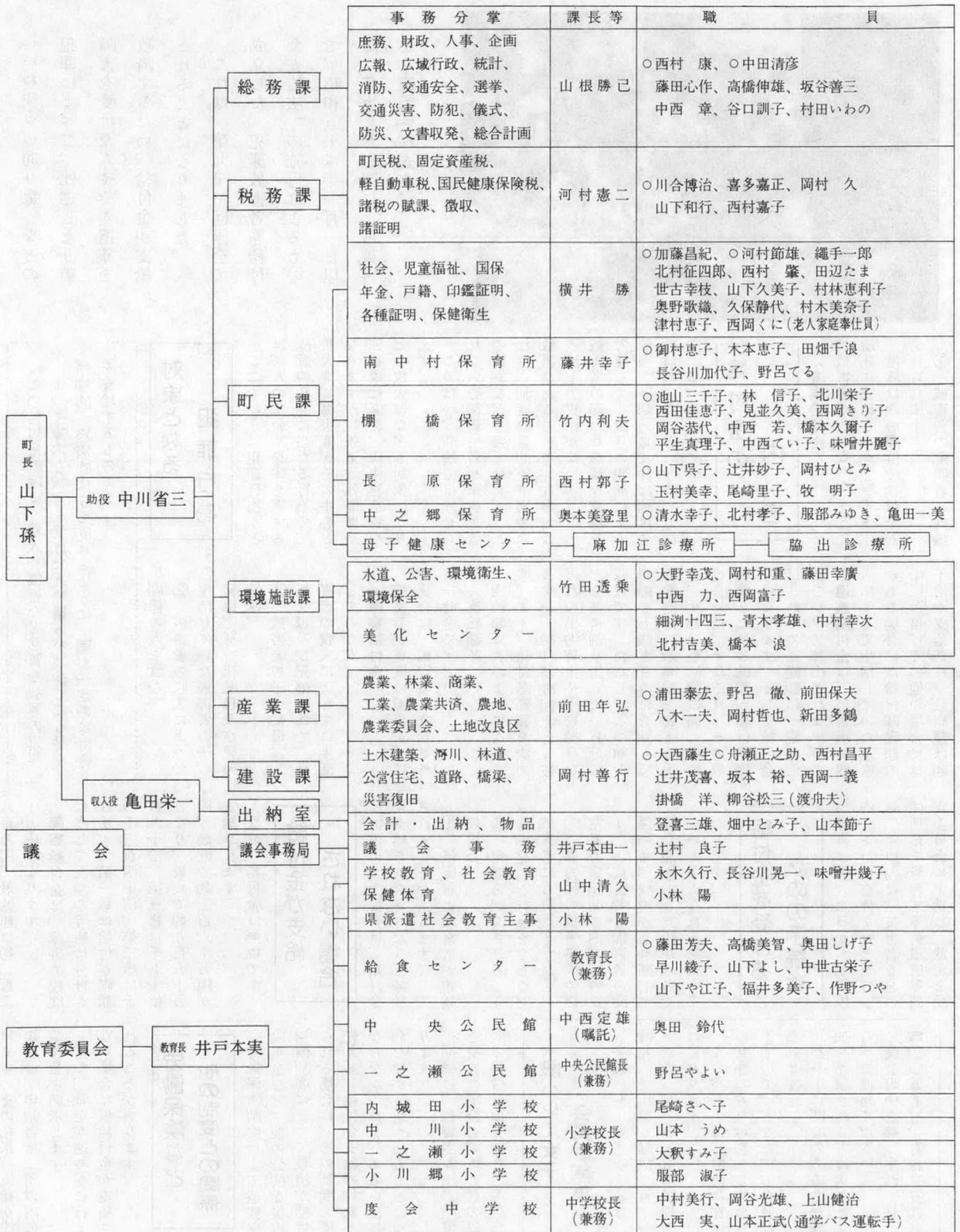
飲酒の影響で正常な運転ができない状態であれば、血中アルコール濃度に関係なく、つまり飲酒量に関係なく酒酔い運転となります。
〈罰則〉 二年以下の懲役または五万円以下の罰金。

この違反だけで運転免許は取り消されます。
※なお、運転することを承知しながら酒類を提供し、または飲酒をすすめると、その人も罪に問われます。
「乗るなら飲まずな」もぜひ守りましょう。

〈違反点数〉 六点で、運転免許は停止されます。

行政運営のための職員配置

(昭和56年4月1日現在)



事務分掌	課長等	職員
庶務、財政、人事、企画 広報、広域行政、統計、 消防、交通安全、選挙、 交通災害、防犯、儀式、 防災、文書収発、総合計画	山根勝己	○西村 康、○中田清彦 藤田心作、高橋伸雄、坂谷善三 中西 章、谷口訓子、村田いわの
町民税、固定資産税、 軽自動車税、国民健康保険税、 諸税の賦課、徴収、 諸証明	河村憲二	○川合博治、喜多嘉正、岡村 久 山下和行、西村嘉子
社会、児童福祉、国保 年金、戸籍、印鑑証明、 各種証明、保健衛生	横井 勝	○加藤昌紀、○河村節雄、繩手一郎 北村征四郎、西村 肇、田辺たま 世古幸枝、山下久美子、村林恵利子 奥野歌織、久保静代、村木美奈子 津村恵子、西岡くに(老人家庭奉仕員)
南中村保育所	藤井幸子	○御村恵子、木本恵子、田畑千浪 長谷川加代子、野呂てる
棚橋保育所	竹内利夫	○池山三千子、林 信子、北川栄子 西田佳恵子、見並久美、西岡きり子 岡谷恭代、中西 若、橋本久爾子 平生真理子、中西てい子、味噌井麗子
長原保育所	西村郭子	○山下呉子、辻井妙子、岡村ひとみ 玉村美幸、尾崎里子、牧 明子
中之郷保育所	奥本美登里	○清水幸子、北村孝子、服部みゆき、亀田一美
母子健康センター	麻加江診療所	協出診療所
水道、公害、環境衛生、 環境保全	竹田透乘	○大野幸茂、岡村和重、藤田幸廣 中西 力、西岡富子
美化センター		細淵十四三、青木孝雄、中村幸次 北村吉美、橋本 浪
農業、林業、商業、 工業、農業共済、農地、 農業委員会、土地改良区	前田年弘	○浦田泰宏、野呂 徹、前田保夫 八木一夫、岡村哲也、新田多鶴
土木建築、河川、林道、 公営住宅、道路、橋梁、 災害復旧	岡村善行	○大西藤生○舟瀬正之助、西村昌平 辻井茂喜、坂本 裕、西岡一義 掛橋 洋、柳谷松三(渡舟夫)
会計・出納、物品		登喜三雄、畑中とみ子、山本節子
議会事務	井戸本由一	辻村 良子
学校教育、社会教育 保健体育	山中清久	永木久行、長谷川晃一、味噌井幾子 小林 陽
県派遣社会教育主事	小林 陽	
給食センター	教育長 (兼務)	○藤田芳夫、高橋美智、奥田しげ子 早川綾子、山下よし、中世古栄子 山下や江子、福井多美子、作野つや
中央公民館	中西定雄 (嘱託)	奥田 鈴代
一之瀬公民館	中央公民館長 (兼務)	野呂やよい
内城田小学校	小学校長 (兼務)	尾崎さへ子
中川小学校		山本 うめ
一之瀬小学校		大釈すみ子
小川郷小学校		服部 淑子
度会中学校	中学校長 (兼務)	中村美行、岡谷光雄、上山健治 大西 実、山本正武(通学バス運転手)

○印 係長等

“通り魔”などの犯罪被害者に 給付金が支給されます

犯罪被害者等給付金
支給法のあらまし



いわゆる「通り魔」などの犯罪によって、死亡したり重障害を受けた人やその遺族を救済するため、給付金が支給されることになりました。

これは、第九十一回国会で成立した「犯罪被害者等給付金支給法」の施行によるもので、昭和五十六年一月一日以降に発生した犯罪による被害から適用されます。

この給付金制度は、殺人や傷害など悪質な故意の犯罪によって重大な被害を受けた人や遺族が、少しでも早く精神的、経済的に立ち直れるように、国が一定の給付金を支給するものです。

対象となる 犯罪行為

ここでいう「犯罪行為」とは、人の生命や身体を害する故意の犯罪に当たる行為で、殺人罪や傷害罪がその中心となりますが、強盗致死傷罪や強姦致死傷罪、現住建造物などの放火罪なども対象になります。

このほか、刑法では罪せられない心神喪失者や未成年者の行為なども含まれます。これは、制度の目的が被害者の救済にあるため、加害者に刑法上の責任がない場合でも被害者の陥った悲惨な立場を考慮して「故意の犯罪による被害」と認められれば給付金の対象になるという考え方に立っているためです。

給付金の 内容

〈遺族給付金〉

被害者が亡くなったときに、遺族に支給される一時金です。遺族は次の順位で給付金が受けられます。

- ① 被害者の配偶者（内縁

関係の人を含む。

② 被害者の収入によって生活していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。

③ 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、被害者の収入によらずに生活していた人。

〈障害給付金〉

被害者が重度の障害を受けた場合に、被害者に支給される一時金です。

〈支給額〉

支給額は次のようになります。まず、給付基礎額を決めますが、給付基礎額とは、被害者の平均賃金や平均給与などを基に割り出した一日分の収入です。ただし、この額が年齢を五歳さきみに分類して別途定めた最高額を超える場合、または最低額に満たない場合には、それぞれ、その最高額または最低額が給付基礎額になります。そして給付金はこれらの基礎額に一定の倍数をかけて算出されます。

遺族給付金は、被害者の収入によって生活していた遺族がある場合には給付基礎額の千三百倍、その他の場合には千倍が支給され、最高額は約

八百万円、最低額は約二百二十万円になります。

障害給付金は、障害の程度に応じて三つの等級に分けられます。第一級は給付基礎額の千三百四十倍、第二級は千

百九十倍、第三級は千五百倍となり、最高で約九百五十万円、最低で約二百六十万円が支給されます。

なお、給付金は無税です。

給付金が支給 されない場合

次のような場合は、給付金が支給されなかったり、減額されることがあります。

- ① 被害者と加害者が親族の場合。
- ② 犯罪を起こさせるような挑発的な行為をするなど、被害者にも責任がある場合。
- ③ 暴力団の抗争事件や極左暴力集団間の内ゲバのように、被害者と加害者の関係やその状況から判断して社会通念上、支給が適当でないと考えられる場合などです。

給付金を受ける ための手続き

被害にあった日から七年以内、または事件を知った日から二年以内に、被害者などの住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、裁定を受

けます。その結果、支給が決まれば、申請者は二年以内に給付金を請求します。また、裁定が速やかに行えない場合は仮給付金が支給される場合があります。

労働保険など 他の制度との関係

労災保険制度による遺族保険年金など、他の公的な災害補償制度によって救済が受けられる場合は、その制度を優先させ、給付金支給の対象とならなかつたり、あるいは差額だけが支給されることになります。

一般バレー女子 会員を募集

一般バレー女子チームは、昨年一チームが結成され、マさんバレーとともに活動されております。

このバレーは、町内に在住の女性の方を対象としておりますので、どなたでも会員になれます。

バレーに関心のある方で参加を希望される方は次のところへご連絡ください。

度会町中之郷 中西 亘
☎②〇五五五、有線三五八三

三重県保母試験のご案内

県では、昭和五十六年度の三重県保母試験を次の要領により実施します。

▼試験科目、試験期日及び時間は別表のとおり

▼試験場所
津市西河辺字長二二〇―

二 三重県立津西高校

▼受験資格

次のいずれかに該当する者
(1)学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む)を卒業した者もしくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する

課程教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。

(2)満十八歳に達した後、児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者。

(3)学校教育法による高等学校の保育科に在学し、昭和五十七年三月末日までに卒業見込みの者。

(4)前各号に掲げる者のほか厚生大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認定した者。

▼願書受付期間
昭和五十六年七月一日(水)

から七月十一日(土)まで
「持参提出の場合」平日午前九時～午後四時 土曜日午前九時～午前十二時
「郵送の場合」七月十一日までの消印有効、必ず書留で関係書類を一括して、封筒の表面に「保母試験願書在中」と朱書すること。

▼願書受付場所
千五十四 津市広明町十三番地 三重県福祉部児童老人課 ☎〇五九二②二七〇

▼出願手続
受験しようとする者は、所定の願書に次の書類及び試験手数料(二千五百円の三重県証紙を願書に貼付)を添えて願書受付場所に提出

▼受験願書
▽受験願書Ⅱ所定用紙に楷書でていねいに記入。願書の認印を忘れず押印。現住所欄は住民票の住所と同一にする。▽住民票Ⅱ受験調

査表Ⅱ受験票(二枚)▽証明書発行用あて名Ⅱ受験票、証明書発行用あて名はそのまま郵送するので住所は〇〇方まで記入すること(住民票住所と異なってもよい)▽写真Ⅱ出願前六か月以内の撮影で、たて6cmよこ4.5cm、脱帽、正面上半身、無背景のものを所定欄に貼付すること。(受験票の写真は送付をうけてから貼る)▽受験資格があることを証明する書類Ⅱ次の(1)から(4)のいずれか又は(5)の書類を提出すること。

試験科目、期日及び時間

期日	時間	科目
昭和56年8月11日(※)	9:00～10:30 11:00～12:30 13:00～14:30 15:00～16:30	保育実習(筆記・絵画製作) 保健衛生学及び生理学 児童心理学及び精神衛生看護学及び実習(筆記)
昭和56年8月12日(※)	9:00～10:30 11:00～12:30 13:00～14:30 15:00～16:30	児童福祉事業概論 保育理論 社会福祉事業一般 栄養学及び実習(筆記)
昭和56年8月27日(※) 又は28日(※)のうちいずれか一日で、受験票で指定する日。	8:45～16:00	保育実習(実地) (器楽・歌唱・童話の実演)

作業主任者講習会のお知らせ

軒高五メートル以上の木造建築の組立てなどの作業をする場合には、「木造建築物組立て等作業主任者」の選任、配置が義務づけられました。これは、最近の木造建築現場における労働災害を防止する目的で定められたものです。この作業主任者の選任、配置の義務は事業主にあります。木造建築現場で働く大工職の仲間、この資格を取ることが望まれます。

在学証明書、文部大臣の発行する大学の入学資格検定の合格証明書。
(2)十八歳に達したのち、児童福祉施設で三年以上児童の保護に従事した者Ⅱ当該施設長の在職期間証明書、県外の施設の場合は右の証明書及び当該施設が児童福祉法第三十五条による認可施設であることの当該都道府県の児童福祉主管課長の証明書。
(3)都道府県知事が適当と認めた者Ⅱ都道府県知事の交付した証明書。
(4)高等学校保育科に在学している者Ⅱ都道府県知事の在学証明書。
(5)一部科目免除者Ⅱ保母試験科目一部免除(願書併記)試験手数料Ⅱ二千五百円。

物(組立て等作業主任者)となることができる講習会を、三重労働基準局長の指定教習機関の指定を受けて実施します。昭和五十八年六月からは、法律に基づききびしい罰則も適用されることになり、積極的に受講してください。

▼受講資格
次のいずれかに該当する者
(1)軒高が五メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け等の作業に三年以

三重県証紙は保健所、百五銀行本支店及び出張所又は農協で購入すること。県外在住の受験者で、三重県証紙を購入できない者は、現金書留でもよい。(願書と一括して送付すること)。
試験手数料に対する受領書の交付は、受験票の交付をもってこれに代える。既納の手数料は返還しない。
▽戸籍抄本(必要者のみ)卒業、在学証明書及び保母試験一部科目証明書、科目専修証明書の氏名と現在の氏名が婚姻等により異なる者は、戸籍抄本を添付すること。

上従事した経験を有する者。
(2)大学・高等専門学校又は高等学校において、当該作業に関する学科を専攻して卒業した者で、その後、二年以上(1)と同様の作業に従事した経験を有する者。

講習日時
七月二十二日(水)から七月二十三日(木)までの二日間
講習場所
伊勢市労働福祉会館

▼受講定員
百二十名
▼受講料
六千円(手数料を含む)
▼受講申込
七月十四日(火)まで

お知らせ版



町職員の

人事異動

町職員の人事異動が四月一日付で次のとおり発令されました。

◆退職 三月三十一日付
御村 淑子
中嶋 チヨコ
岡村 哲也(産 業 課)
村木美奈子(町民課保健婦)
亀田 達

尾崎さへ子(内城甲小学校勤務)
◆昇格 四月一日付
() 内は旧所属課等
産業課長
前田 年弘(産業係長)
産業係長
浦田 泰宏(税務課)
◆異動 四月一日付
〈総務課〉
◆総務課長 山根勝己(建設課長)
◆高橋伸雄(環境施設課)

◆中川小学校用務員 山本うめ(内城田小学校用務員)
〈柵橋保育所〉
◆橋本久爾子(長原保育所)
〈長原保育所〉
◆岡村ひとみ(柵橋保育所)
◆玉村 美幸(柵橋保育所)
◆嘱託 三月三十一日付退職
森下 正生(診療所医師)
◆採用 昭和五十五年六月一日付
服部淑子(小川郷小学校用務員)

でんでん

お手持ちの 電信電話債券を お確かめください



新しい電話を取りつけた時や、ホームテレホンや、親子電話などを設置された時、お引受けいただいた電信電話債券は、すでに十年を経過して満期になっているものがございますか。また、利札付電信電話債券をお持ちのかたは、毎年利息を受けとっていただいているでしょうか。もし、満期がすぎていると時効になることがあります。

お手もとの電信電話債券をもう一度お確かめください。くわしいことは、伊勢電報電話局か第一勧業銀行へお気軽にお問い合わせください。

伊勢電報電話局〇五九六(四)二一九

〈税務課〉
◆喜多嘉正(産業課) ◆岡村久(町民課)
〈町民課〉
◆町民課長 横井 勝(議会議務局長) ◆町民課住民係長 河村節雄(学校給食センター次長) ◆繩手一郎(総務課)
◆西村 肇(税務課) ◆山下久美子(環境施設課) ◆久保静代(診療所看護婦)
〈環境施設課〉
◆藤田幸廣(町民課) ◆西岡富子(町民課)
〈産業課〉
◆産業課長 前田年弘(産業係長) ◆産業係長 浦田泰宏(税務課)
〈建設課〉
◆建設課長 岡村善行(産業課長)

◆議会事務局 井戸本由一(総務課長)
◆教育委員会
◆学校給食センター次長 藤田芳夫(町民課住民係長)

戸籍の窓

おめでた

〇三月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
中西健一郎	敏明	長男	田口
山下真由巳	勇	二女	葛原
西井智樹	紀夫	二男	鮎川
玉村 彩	恵弘	長女	田間
大西 美里	一夫	二女	棚橋
尾崎希久美	幸夫	二女	当津
浅井千愛利	明	二女	南中村
西村 道裕	久芳	長男	大野木
亀田 涉	三郎	二男	駒ヶ野
田邊 正峰	秋生	長男	長原
下川 正宏	靖正	長男	日向
河村みどり	喜夫	長女	鮎川
鳥田 明香	憲一	二女	長原
森本 成晃	博久	長男	長原

〇五月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
堀本加代子	和生	三女	下久具
加藤 直美	松繁	二女	棚橋
中西 隆浩	辰夫	長男	長原
山本 愛	正夫	長女	田口
山口 留実	政司	二女	葛原
羽根 千晶	良明	長女	長原
中村あゆみ	稔	長女	上久具

〇四月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
山下光太郎			大野木
長谷川よやす			南中村
山根きみゑ			田口
西岡 金助			82歳
山本楠太郎			74歳
酒井 義照			87歳
柴田小なみ			85歳
谷田 清一			69歳
奥田 七郎			89歳
田畑 榮助			70歳
服部 健治			63歳
西岡 和井野			82歳
山本楠太郎			74歳
酒井 義照			87歳
柴田小なみ			85歳
谷田 清一			69歳
奥田 七郎			89歳
田畑 榮助			70歳
服部 健治			63歳
柳 上			89歳
川 上			69歳
脇 出			85歳
上 出			87歳
柳 上			89歳
平 生			70歳
火打石			63歳

〇五月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
大西松之助			76歳
太田與三五郎			79歳
加藤 壽子			56歳
西川ハナ子			52歳
大西兵一郎			70歳
田畑 定男			65歳
橋本よしゑ			87歳
濱岡 音松			86歳
奥田ちよ乃			69歳
棚橋			76歳
南中村			79歳
中之郷			56歳
柳			52歳
長原			70歳
柳			65歳
日向			87歳
南中村			86歳
柳			69歳

おくやみ

〇三月中に届出のもの

氏名	年齢	字名
奥田ちよ乃	69歳	柳
濱岡 音松	86歳	南中村
橋本よしゑ	87歳	日向
田畑 定男	65歳	柳
大西兵一郎	70歳	長原
西川ハナ子	52歳	柳
加藤 壽子	56歳	中之郷
太田與三五郎	79歳	南中村
大西松之助	76歳	棚橋

省エネルギー・ヒント テレビ

「ノー・テレビ・アワー」を
作りませんか!!
見たい番組を決めてスイッチ
を入れる習慣をつけましょう。



テレビの使用時間を1日1時間
短縮すると1ヵ月につき1軒あ
たり4kwhの節約になります。

中部電力伊勢営業所